

令和5年4月28日

学生団体代表者各位

学生生活委員会
学生支援課

新型コロナウイルス感染症対策について(5-1)

令和5年3月10日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和5年5月8日(月)付で、これまで2類感染症としてきた新型コロナウイルス感染症を5類感染症の位置づけに変更することを決定しました。

これに伴い、本学においても、5月8日(月)以降の課外活動については、各競技団体・連盟等の基準に則り、平常時の活動を許可します。また、併せて「コロナ禍における課外活動の活動基準」を廃止いたします。

なお、課外活動を実施する際は、当日の体温が37.5度以上の場合はクラブへの参加を控えてください。また、クラブ内での感染状況等により、感染症対策の基本(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)を推奨し、安全に活動してください。

以上